（様式第１号）

被災代替家屋に係る固定資産税減額申告書

年　　月　　日

高岡市長　あて

（申告者）住所又は所在地　　〒

氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

電話　　－　　－

令和６年能登半島地震により滅失又は損壊した被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋に対し、地方税法第 352 条の３の規定の適用を受けるため、関係資料を添えて次のとおり申告します。

１．代替家屋について

納税義務者（所有者）及び特例対象者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	個人番号又は法人番号		
	被災資産の所有者との関係	□本人　□相続人　□合併存続法人又は分割承継法人 □３親等内の親族（被災資産所有者と　□同居　□同居予定）	
代替家屋	所在地	高岡市	
	家屋番号		床面積　㎡
	種類(用途)		構造
	取得年月日	年　月　日	共有持分
	取得方法	□新築家屋の取得　□既存家屋の取得　□被災家屋の改築 □その他（　　）	

２．被災家屋について

被災家屋	所有者	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
	所在地		
	家屋番号		床面積　㎡
	種類(用途)		構造
	処分年月日		共有持分
	処分方法	□解体　□売却　その他（　　）	

※「代替家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいいます。

※「被災家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋をいいます。

※減額の対象要件及び添付書類については、裏面を参照ください。

【対象者】

① 令和６年能登半島地震による被災家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持ち分を有する者を含む）

② ①が個人である場合において、その者について相続が生じた場合は、その相続人

③ 代替家屋において個人である①と同居する３親等内の親族

④ ①が法人の場合、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第２条第 12 号の３に規定する分割承継法人

※被災家屋の所有者とは、令和６年１月１日現在の所有者をいいます。

【対象となる被災家屋の要件】

① 令和６年能登半島地震により、滅失又は損壊した家屋（罹災証明書の判定が「半壊」以上）

② 代替家屋を取得した場合は、被災家屋につき取壊し又は売却等の処分がなされていること

【対象となる代替家屋の要件】

① 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること（中古取得を含む）

② 被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であること

③ 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの。

【代替家屋の取得期限】

令和６年１月１日から令和 11 年３月 31 日までの間に取得又は改築したもの

【適用期間及び減額率】

取得又は改築した翌年の１月１日を賦課期日とする年度から、被災家屋の床面積相当分について、４年度分は２分の１に相当する税額を減額する。

※ 被災家屋が共有物であった場合又は代替家屋を共有持分で取得した場合は、減額適用面積を減額対象者の持分割合に応じて按分する。

【添付書類（コピー可）】

① 被災家屋が令和６年能登半島地震により滅失し、又は損壊した旨を証する書類（被災家屋の所在した市町村が発行する罹災証明書等）

<u>※被災家屋が高岡市内に所在した場合は不要</u>

② 被災家屋が所在した旨を証する書類（被災家屋の所在した市町村が発行する固定資産証明等）

<u>※被災家屋が高岡市内に所在した場合は不要</u>

③ 被災家屋の解体、売却等、処分を確認できる書類

・解体前後の写真及び位置図、解体契約書、売買契約書、解体完了通知書等

④ 代替家屋の詳細を明らかにする書類

・家屋の登記事項証明書、売買契約書等

⑤ 被災家屋の所有者以外の特例対象者にあっては、対象者に該当する旨を証する書類

・所有者の相続人の場合：戸籍謄本

・所有者と同居する３親等以内の親族の場合：住民票

・合併又は分割に係る法人：法人登記簿謄本

※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。
また、被災家屋の所在地の市町村へ問合せをさせていただくことがあります。

【提出期限】

代替家屋を取得又は改築した翌年の１月 31 日まで

【提出先】

高岡市役所 総務部 資産税課 家屋係　〒933-8601 高岡市広小路７番 50 号　TEL：0766-20-1274